

# 公益財団法人 信友社 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人信友社と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、身心的負担を持つ児童生徒に対し奨学支援を行うことを以て社会有用の人材を育成すること、並びに 学術文化・体育等の振興に寄与する団体 又は 個人に對し支援を行うことを以て 学術文化・体育等の振興に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)熊本県内の身心的負担を持つ児童生徒等に対する支援及び同様の児童生徒等が在籍する学校及び施設等における児童生徒等の諸活動費用の支援
- (2)学術文化・体育等の振興に寄与する団体 または 個人の顕彰 及び 支援
- (3)熊本県内の児童養護施設等に在籍する生徒が進学した大学等における学資等 支援のための奨学金給付
- (4)その他 この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、熊本県内において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

### (基本財産)

第5条 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)公益財団法人への移行時の財産目録中 基本財産として記載された財産
- (2)基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3)理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために

善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき 及び 基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会 及び評議員会の承認を要する。

### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり 翌年6月30日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1)事業報告
  - (2)事業報告の附属明細書
  - (3)貸借対照表
  - (4)損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - (6)財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供すると共に、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1)監査報告
  - (2)理事 及び 監事 並びに 評議員の名簿
  - (3)理事 及び 監事 並びに 評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4)運営組織 及び 事業活動の状況の概要 及び これらに関する情報のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則

第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれもみたさなければならない。
- (1)各評議員については、次の(イ)から(ヘ)に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- (イ) 当該評議員及び配偶者又は3親等内の親族
  - (ロ) 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - (ハ) 当該評議員の使用人
  - (ニ) (ロ)又は(ハ)に掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - (ホ) (ハ)又は(ニ)に掲げる者の配偶者
  - (ヘ) (ロ)から(ニ)までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

- (2)他の同一団体(公益法人を除く。)の次の(イ)から(ニ)に該当する評議員の合計数が評議員数の3分の1を超えないものであること。
- (イ) 理事
  - (ロ) 使用人
  - (ハ) 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者であっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
  - (ニ) 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議員を除く。)である者
    - ① 国の機関
    - ② 地方公共団体
    - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
    - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は第同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
    - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
    - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第10条(評議員の定数)に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第13条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員に対して、評議員会において別に定める費用弁償の基準に従って算定した額を、その職務を行うための費用として弁償することが出来る。

## 第 5 章 評 議 員 会

(構成)

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 理事及び監事並びに評議員に対する費用の弁償基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分

(第15条 権限)

- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令 又は この定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了の日から3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第20条(役員の設置)に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 6 章 役 員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める費用弁償の基準に従って算定した額を、その職務を行うための費用として弁償することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)理事長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 8 章 定款の変更 及び 解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第33条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第34条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第35条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第36条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の理事長は 世良 喜久子 とする。
4. 財団法人信友社の寄付行為は、附則第2項に規定する解散の登記の日に廃止する。

以上

上記は、公益財団法人 信友社 の定款である。

公益財団法人 信 友 社

理 事 長 古 崎 喜代子